平成２６年（フ）第２７６２号
東京都練馬区早宮４丁目３―24　エスペランス・Ａ―103
破産者　米丸　　功
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８０５号
千葉県市原市五井中央西１丁目14番地16
破産者　有限会社山樹ホームアンドプランニング
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８０６号
千葉県市原市五井西４丁目23―24
破産者　山木富雄こと宋漪欽こと　宋　　漪欽
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８２７号
東京都大田区新蒲田１丁目16番１―1002号
破産者　株式会社ＯＦＦＩＣＥＳ　ＴＡＣＨＩ
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８２８号
東京都大田区新蒲田１丁目16―１―1002
破産者　達　美恵子
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８４８号
東京都渋谷区上原３丁目１番５号
破産者　アライバル株式会社
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８４９号
茨城県土浦市中村南４丁目11―40
破産者　永久保和敏
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４８３号
東京都中央区晴海１丁目６―４―402
破産者　下澤　　實
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６５６号
東京都中央区銀座８丁目16―10―Ａ1105
破産者　尾山　宏男
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７３５号
埼玉県比企郡小川町大字小川257―２　リバーハイツＢ棟103
破産者　小林　　宏
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７７１号
神奈川県川崎市川崎区京町１丁目16―23
破産者　熊澤　　勲
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８１１号
東京都狛江市中和泉１丁目４－２
破産者　山本　晃久
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８３４号
東京都町田市広袴３丁目５－９　セントレージＡ―101
破産者　田中　剛人
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８５４号
東京都狛江市元和泉３丁目３―13
破産者　秋山　知美（旧姓平井）
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８６２号
神奈川県相模原市南区相模大野２丁目22―20―302
破産者　千賀　　徹
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８８１号
東京都葛飾区東四つ木４丁目39―16
破産者　座間　雄飛
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８８２号
東京都中野区上鷺宮４丁目14―18―409
破産者　安田　正身
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８９０号
東京都東大和市仲原４丁目17―３―201
破産者　加藤　秀人
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３９１４号
埼玉県川口市前川４丁目21―３―203
破産者　佐藤　克哉
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３９２０号
東京都品川区二葉３丁目７－７
破産者　渡辺　正雄
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３９３６号
東京都調布市調布ケ丘４丁目７－４―101
破産者　利光　数己
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３９４０号
東京都調布市若葉町２丁目25―２―302
破産者　山本　典子
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部